

令和3年度意見第5号
令和4年3月15日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年2月28日付で三菱UFJ信託銀行株式会社 長島 巖から提出された新技術等実証計画に対する経済産業大臣の見解（令和4年3月11日20220228情第7号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和3年度意見第6号
令和4年3月15日

法務大臣
古川 禎久 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年2月28日付で三菱UFJ信託銀行株式会社 長島 巖から提出された新技術等実証計画に対する法務大臣の見解（令和4年3月10日法務省民制第23号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）